二　三級水先人の免許を受けようとする者で、平成二十六年一月三十一日以前に登録水先人養成施設の課程の修習を開始し、試験日時点において、同課程を修了して一年以内の者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	期日	場所	受験申請書提出先	限書受提出期	日合格発表
区東京湾水先	平成二十六年五月七日	関東運輸局横浜船舶検査事務所（神奈川県横浜市中区山下町一番地）	船員労働環境部労働基準課（〒二三一―八七二三　神奈川県横浜市中区海岸通三―一）	平成二十七年五月六日必着とする。	合格発表は、郵送により通知する。
水伊勢湾三河湾区		名古屋運輸監理部（〒四五三―八五八〇　愛知県名古屋市中村区名駅四―七―一）	船員労働環境部労働基準課（〒四五三―八五八〇　愛知県名古屋市中村区名駅四―七―一）		
区大阪湾水先		神戸運輸監理部（〒六五一―〇〇二四　兵庫県神戸市中央区海岸通一）	船員労働環境部労働基準課（〒六五一―〇〇二四　兵庫県神戸市中央区海岸通一）		
関門水先区		福岡運輸支局（〒八一二―〇〇一一　福岡県福岡市博多区博多駅東二―一一―一）	船員労働環境部労働基準課（〒八一二―〇〇一一　福岡県福岡市博多区博多駅東二―一一―一）		

備考

筆記試験は、受験申請書に添付される健康証明書により実施する身体検査に合格した者に対して行う。

ロ　口述試験

期日及び場所並びに合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。

2　その他

一　郵便により受験申請するときは、氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手八十二円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

二　試験の詳細については、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。

三　筆記試験又は口述試験を受けることができなかった者、又はこれに合格しなかった者に対して、筆記試験又は口述試験の追試験を行う場合は、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第４６４号

相模原市中央区千代田４丁目12番４号　泉屋ビル402号、申立時の住所仙台市宮城野区銀杏町29番25―110号

債務者　紀室　俊昭

1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅倉　稔雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１７号

群馬県前橋市三俣町２丁目27番地17

債務者　徳田　喬也

1　決定年月日時　平成27年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８号

群馬県前橋市三俣町２丁目27番地17

債務者　徳田　正惠

1　決定年月日時　平成27年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５４号

三重県津市中央14番８号　ＴＯＳＨＩマンション202号、前住所三重県津市白山町二本木306番地16

債務者　松本　卓也

1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　正洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４５号

滋賀県栗東市大橋５丁目５―20　オオスミハイツⅢＡ101号室、住民票上の住所奈良市朝日町１丁目２番地の16

債務者　坂口　福美

1　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　不破　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０６号

大阪府和泉市東阪本町351番地の１パストラル和泉104号、前住所大阪府和泉市室堂町773番地の19

債務者　中村修一郎

1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２４３号

神戸市灘区篠原台17番５号

債務者　井岡　暢一（旧姓馬場）

1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部